



平成 18 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ディーワンダーランド
代 表 者 名 代表取締役社長 久野 哲彦
(J A S D A Q ・ コード 9 6 1 1)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 大浦隆文
電 話 03 - 5421 - 6111

当社による株式会社大黒屋の株式の取得（子会社化） に関するジャスダック証券取引所の審査について

当社は、平成18年3月7日開催の取締役会において、株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といいます。）、ザグ株式会社及び株式会社エビスの株式を取得し、それぞれを子会社化することにより大黒屋を当社の100%子会社とすること等を決議し、また同日基本合意書を締結し、その旨を公表いたしました。

これに関し、ジャスダック証券取引所は、本日（平成18年3月9日）当社が実質的な存続会社であると認められないと判断し、当該株券の受渡期日（平成18年3月31日予定）から新規上場審査基準に準じた審査を受けるための期間（猶予期間）^(注)に入る旨可能性がある旨の発表をいたしました。

ジャスダック証券取引所の有価証券上場規程によれば、ジャスダック証券取引所における当該子会社の取得等に関する審査において、実質的な存続性がないと認定された場合でも、上場は引き続き維持され、当該受渡期日の属する事業年度末から3か年間の猶予期間内に新規上場審査に準じた審査を満たすことで、猶予期間は解消されます。

なお、猶予期間中であっても、株式の売買はこれまでどおり可能であり、当該子会社化後の企業活動にも支障はありません。

当社は、大黒屋を当社の100%子会社化を検討する過程において、新規事業としてブランド品リサイクルのインターネット・オークション事業に参入することにより、企業規模の拡大、収益力の向上を図り、株主の皆様への利益還元を早期に実現させることを目指し、当該基本合意書の締結をいたしました。

当社は早期に新規上場審査に準じた審査に適合できるよう、万全の体制で準備を進めてまいり所存であります。また、平成18年9月期中間決算期末（平成18年3月末）において、当社は大黒屋等を連結子会社として、当社会計監査人からの監査を受ける必要がありますが、当該監査につきましても、最善の努力を尽くし、その体制を整えて対応していく所存であります。

（注）猶予期間

当社が大黒屋を100%子会社とすることについては、平成18年3月31日の受渡期日を予定しておりますので、猶予期間は平成21年9月末日までとなります。

以 上